

改正農地法で事業領域拡大

～肥料商の新たな挑戦

7月7日、全肥商連検討委員会が開催され、特別講演として農水省幹部より『改正農地法と企業の農業参入について』演題で講演があった。農地法は、戦後(昭和27年)制定されたが、昭和37年に個人農家だけではなく、農業法人にも農地所有を開放し、その後の一般企業の農業参入は、平成13年の農地法改正で株式会社形態(譲渡制限つき)の参入が可能になった。更に平成15年の構造改革特区制度により、担い手が不足する地域での企業の参入が可能になり、平成17年の基盤法の改正により、農地のリース方式による企業の参入が可能になり、そして今回の見直しとなった。今回の農地制度の見直しでは、農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法の4法を改正した。

農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用出来ることで、『農地の効率的な利用を促進する』考え方に改められた。多様な主体の農業参入は、貸借規制を緩和し、会社・NPO等が参入しやすくする。農業生産法人への出資について農外との連携による経営発展に資するような外部からの出資規制を緩和した。1企業当りの出資制限10分の1を廃止し、全体の4分の1以下まで可能になったが、更に、農商工連携事業等による出資の場合は、出資の上限を全体の4分の1から50%未満まで緩和された。

すでにJAの農業法人への出資や、肥料店の農業法人への参入事例はあるが、今後農産物流通の新たな構築を目指し、更に肥料店の農業参入が進むものと予想される。特に栽培技術があり、JGAPの導入指導が出来る肥料店は、生産法人への参入がしやすい。実際、東北や北海道で肥料店が農業者と組んで生産法人を立ち上げている。ここへ流通業者も一緒に参加、出資してくる可能性が高い。イオンや、イトーヨーカ堂など大手流通業者と肥料店のコラボが可能である。栽培技術とJGAPの両方のノウハウを持った肥料店の農業参入により、マーケットインの農業生産が今後始まる。また農商工連携で、産地での食品加工が拡がり、(地方)銀行がそこに参入する時代が見えている。今回の法改正により、JAは自ら農業経営が可能となり、担い手不足の地域ではJAが直接農業を担うことが想定され、地域の総合的な活性化では、肥料商との協業も想定される。

第46回全国肥料商連合会研修会開催

7/2～3、新潟東映ホテルにて第46回全肥商連全国研修会が盛大に開催された。全国から86名の肥料業界を担う若手が集った。今回の研究会のテーマである、農商工連携とJGAPを活用した安全安心な農産物、そして米粉の新たな用途について講演があった。

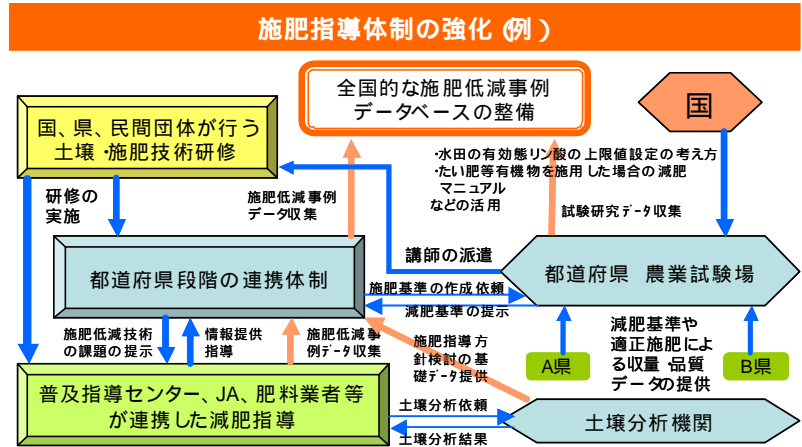
また地元新潟大学農学部長 大山 卓爾氏による「大豆の施肥と収量の関係」が発表された。慣行施肥では、根粒形成域への施肥(硝酸態チッソ)により根粒形成の抑制が生じ、施肥しているにもかかわらず収量を減少させてしまう現象が起き、大豆栽培への施肥を難しいものにしてきた。今回の発表は、この現象を軽減する方法として、深層施肥を用い大豆の根系の特性を利用して効果的な施肥を実現しようとするものである。具体的には、施肥深度20cmに尿素、被服尿素、石灰窒素のどれかを約100kg/10a施肥する。肥効は尿素<被服尿素<石灰窒素の順であり、特に石灰窒素は硝化抑制物質の生成が期待できる。以上のように、適切な施肥深度への被服尿素及び石灰窒素の施肥は効果的であり、大豆栽培には肥料(硝酸態チッソ)を抑えるという従来の施肥栽培方法に一石を投じる内容であった。

施肥改善等検討会の中間報告

農林水産省は、有識者を集めて協議してきた「肥料高騰に対応した施肥改善等に関する検討会」の中間とりまとめ報告書をホームページ上に公開したので、一覧をお勧めします。

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/nenyu_koutou/n_kento/index.html)

昨年国内肥料価格が60%強値上がりしたことを契機に、農林水産省は500億円の予算規模にて緊急肥料高騰対策を実施したが、その条件として施肥改善の取組が求められた。本年7月以降の国内肥料価格は肥料原料の国際価格下落を反映して24%ほど下落したが、中長期的な視点から、省資源型の農業生産体系への転換を図るため、施肥基準の見直し、施肥低減技術の導入、施肥指導体制の強化などについて、農林水産省は今年3月から有識者を集め、4回の会議を催しこの度中間報告を発表した。その概要は下記の通り。



(1) 施肥基準の見直し

わが国の農地土壌はリン酸、加里とも過剰蓄積の状態（有効態リン酸は、水田土壌の53%、北海道畑作土壌の37%で過剰蓄積。交換性加里は、水田土壌の29%、北海道畑作土壌の70%で過剰蓄積。）にあり、都道府県が定める施肥基準の見直しが必要であると、作物の収量や品質に影響を与えない範囲で、標準的な施肥量より減らした減肥基準の設定を求めている。

(2) 施肥低減技術の導入

基本的には、農業者は定期的に土壌診断を実施し、それに基づく施肥設計の見直しを求めており、効率的な施肥を実現する局所施肥、堆肥・緑肥の活用、肥効調節型肥料、GAP等の導入を推奨している。今年の農政の目玉の一つである水田フル活用、野菜サプライチェーンなどにおいては、これ等の施肥低減技術導入を条件としている地域もある。JAグループは、広域土壌分析センターを設置し、リン酸、加里成分を抑えたL型肥料の普及を組織的に行う体制を整備した。

日付	氏名	新	旧
5/1	奥野繁夫	大阪支店長	大阪支店次長
同	小田淳大	本店米穀部	新規採用
同	加藤康弘	総務経理部	新規採用
5/31	加田 仁	退職	大阪支店長
6/1	寺田直哉	東京支店	新規採用
6/30	西元真由美	退職	本店青果部
7/1	川邊宣文	名古屋支店支店長 兼) 営業本部付部長	名古屋支店支店長

(3) 施肥指導体制の強化

最大の課題は施肥指導体制の整備であり、都道府県（行政、試験所、普及所）、JA、全肥商連県部会などが協力して、農業者に対する施肥指導をすることを求めている。具体的には、県ごとに施肥改善協議会等の連携組織を形成し、施肥指導方針の検討、相談窓口の設置・施肥改善に関する情報提供、栽培ごよみの見直しなど実践することを求めている。また、全肥商連が定期的に催している施肥指導員の研修に関してもカリキュラムの見直しを求めているが、将来的には公的な資格を持つ施肥アドバイザー制度の創設も視野に入れている。

7/14関東甲信地方の梅雨明けが発表されました。九州北部もまだ梅雨明けしていないのに、なぜ関東が先？と素朴な疑問が。この先の予報はあまり夏空が続かないとか。近年多いゲリラ豪雨にはご注意ください。

編集局長：小田原次洋 アシスタント：助川尚子

電話：03-5802-2011/E-mail：journal@mcagri.co.jp URL <http://www.mcagri.jp>